

生徒心得

I. 服装について

1. 登校時から下校時（帰宅まで）までの学校生活全般にわたる生徒の服装は以下に定めるものとする。

ただし、体育授業・各種行事・部活動等においては必要に応じて別に定める。また、細部にわたる規則は必要に応じて生徒部より提示する。

服装規定

<標準の服装>

(1) 服

指定された上着・スラックスまたはスカート・ネクタイまたはリボンとする。

(2) シャツ

白無地シャツを着用する。

(3) バッジ

上着の左襟に定められた校章をつける。

(4) コート

着用にあたっては黒・紺色が望ましい。

(5) 指定されたセーター・ベストを着用してもよい。

<夏の標準の服装>

(1) 上着を着用しなくてもよい。

(リボン、ネクタイを着用しなくてもよい。)

(2) 白無地シャツを着用する。左胸に校章（アイロンプリント）をつける。

*衣替えの前後に移行期間を設ける。(全学年)

<制服に準ずる服装> *式典での着用は不可。

(1) クレリックシャツ

(2) 半袖ポロシャツ紺・水色

(夏季服装期間中)

<移行期間>

*上着を着用する際は、ネクタイ、リボンをつける。

2. 頭髪は染色、パーマメント等の加工はしない。化粧、ピアス等の装飾は禁止。
3. 通学の際の靴は、運動靴またはかかとの低い革靴とする。
4. 校舎内では、定められた学年色の上履を用いる。上履・下履の区別をする。体育館では所定の体育館履を用いる。体育館履は、体育館以外では使用しない。江北プロムナードは下履、ウッドデッキは上履を使用する。
5. カバンは、学生カバンを原則とするが、スポーツバッグ・ショルダーバッグの使用も認める。ただしバッグ類は、派手なものをさける。紙袋の使用は認めない。
6. やむを得ない事情で規定外の服装・履物を用いる場合には、必ず学級担任に申し出て、異装届を提出し、許可を得ること。

II. 校内外生活について

1. 正当な理由なく欠席・欠課・遅刻・早退をしない。また始業時から終業時まで無断で外出しない。
2. 年間登校時刻は午前 8 時 20 分までとし、下校時刻は午後 5 時までとする。
3. 下校時刻を過ぎて校内に残る場合は、学級担任（または、部活動顧問）の承認を得て事前に定められた届出をする。
4. 休校日・長期休業中に登校して学校の施設を使用する場合は、学級担任（または、部活動顧問）の承認を得てから、生徒部に所定の手続きをする。
5. 校内の施設・備品等を使用するときは、必ず使用願を提出し、管理担当職員の許可を受ける。
6. 校内の施設・備品等の取扱いは慎重にし、使用後は管理担当職員に報告する。破損・汚損したときはその旨を報告して指示を受ける。
7. 校舎その他の施設に落書きをしない。
8. 火気には特に注意し、火を使う場合には、必ず管理担当職員の許可を受ける。
9. 正門付近・プロムナード・屋上その他建物の近くでのキャッチボールやドッジボール、サッカーを禁ずる。
10. 教室内・廊下等で騒音をたてたり、廊下を走ったり、その他、他の迷惑になるような行為をしない。
11. 屋上への出入りを禁ずる。

III. 掲示物・催物等について

上記に関する事項については、別項（44 ページ）を参照し、責任ある行動をとること。

IV. 遺失物・拾得物について

校内で物品を拾得または紛失した場合は、すぐ生徒部に届け出る。

V. 所持品について

各自の所持品の類はしっかりと自己管理をし注意する。なるべく貴重品は持ってこないようにし、やむを得ない時は学級担任、または部活動顧問に申し出て指示を受ける。

VI. 欠席等について

1. 欠席・欠課・遅刻・早退が事前に分かっている場合は、保護者が生徒手帳の通信欄にその旨を記入し、生徒を通して担任に届け出る。事前届出ができない場合は、電話または楽メで連絡し事後すみやかに届け出る。
2. 外出の場合は、その理由を生徒手帳の通信欄に記入し、学級担任または部活動顧問に申し出て許可を受けること。
3. 忌引日数は、父母の場合 7 日、祖父母・兄弟姉妹の場合 3 日、その他近親者の場合 1 日とする。
4. 本人が学校において予防すべき感染症の診断を受けた場合は、その旨をできるだけ早く学校に連絡する。

VII. 自転車通学について

自転車通学をする場合は学級担任を通じて生徒部に届け出る。登録された自転車には登録シールをはる。また各自レインウェアとヘルメットを用意すること。

VIII. その他

1. 生徒は常に相親しみ、暴力等の不法行為は絶対にしない。
2. 喫煙・飲酒・万引など、不法・不健康な行為は絶対にしない。
3. 考査中のカンニングのような、不正・卑劣な行為は絶対にしない。
4. 校内外を問わず、江北生としての品位を欠くような言動は慎み、また不健全な場所には立寄らない。
5. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合は、保護者はその内容と安全性を確認した上で、担任に連絡し、担任の許可を受ける。
6. 自動車・原動機付自転車（いわゆるオートバイ・バイク類を含む）による通学は禁止する。
7. 携帯電話等の校内での使用は、休み時間および放課後以外は禁止する。（夜9時以降の使用は控える。）
8. 登下校時はもちろん、日常生活においても交通法規は遵守する（自転車の2人乗り、携帯電話を見ながらの運転、傘さし運転、イヤフォン・ヘッドフォンをしての運転などの禁止）。